

第 15 回県民公開講座 令和元年度感染症予防衛生講習会開催報告

令和元年度感染症予防衛生講習会が6月27日(木)午後1時30分から、新潟市民プラザ(NEXT21)で開催されました。この講習会は平成17年から開催しており、今年で15回目となります。(一社)新潟県ペストコントロール協会が主催、新潟県、新潟市の共催、(公社)新潟県獣医師会の協賛で、県、市町村、教育関係、福祉施設、食品事業者のほか、一般県民に広く受講していただくため、県民公開講座として開催しています。

講演Ⅰでは、(一財)日本環境衛生センター環境生物課長の皆川恵子先生から「衛生害虫と感染症について」と題して御講演をいただきました。

蚊が媒介し、東南アジアなどの熱帯、亜熱帯地域で流行しているデング熱は、平成26年に約70年ぶりに国内発生し、海外渡航歴のない感染者も17都道府県で確認されました。訪日外国人の増加により、海外から持ち込まれる感染症の増加も懸念されています。デング熱も含め多くの感染症を媒介するヒトスジシマカは、温暖化の影響で生息域が年々広がっており、現在では青森県でも定着し、感染リスクは拡大しています。蚊媒介感染症の多くはワクチンや特異的な治療法がなく、予防するには、蚊の駆除と蚊に刺されない工夫が重要です。蚊に刺されないためには、蚊のいる場所に近づかないことと、忌避剤の適切な使用が大切とのことです。最も普及している忌避剤であるディート製剤の人の腕を使った忌避効力試験では、6時間を超えると忌避率が低下し、汗をかくとさらに効果が下がるため、小まめに塗りなおすことも必要とのことでした。

また、ここ数年トコジラミ(俗称:南京虫)の健康被害相談が急増しており、アパートや宿泊施設など発生しているそうです。トコジラミは、吸血間隔が長く、痒みが出るまでに時間がかかるため発見が難しく、気づいた時には繁殖していることも多いそうです。

来年夏の東京オリンピック・パラリンピック競技会の開催にあたっては多数の訪日外国人観光客が見込まれています。今後は蚊やマダニなどが媒介する感染症やトコジラミなど衛生害虫による被害状況に注目していく必要があると感じました。

講演Ⅱでは、(一社)新潟県環境衛生中央研究所理事、医学博士の西川眞先生から、「ネット社会の感染症対策～事業継続と風評拡散に正面から取り組む」と題して御講演をいただきました。

感染症法及び労働安全衛生法には、1～3類感染症(結核や赤痢、チフスなど)の患者・保菌者の就業制限が規定されています。ノロウイルス及びインフルエンザは5類感染症であり、法的な就業制限がありません。しかし、事業所内での感染拡大や飲食業の場合はお客様への影響も考えられることから、事業者には就業規則に就業制限や特別休暇を設けることが推奨されているとのことです。

特に食品加工施設では食中毒発生防止のため、数値化による衛生管理システムを導入すべきであり、手洗い用石鹼の使用量などにより管理することが望ましいとお話でした。感染源は常に存在し、いつ誰が感染症や食中毒に罹患するかわかりません。それが製品や会社に影響しないよう、やるべきことが決まっていれば、間違いない対応が可能となります。システム化された衛生管理の重要性を再認識した講習でした。



講演される皆川恵子先生

